

**税理士が行う
還付申告無料税務相談**

- 関東信越税理士会大田原支部では、確定申告期にあわせ、会員事務所へ還付申告無料税務相談を実施します。
- ▼ 日時 2月5日(水)午前9時30分～午後4時
- ▼ 場所 関東信越税理士会大田原支部会員事務所
- ▼ 対象 所得金額300万円以下の給与所得者、年金受給者で還付申告をする方

- ▼ 申込方法 自宅や勤務先近くの税理士や知り合いの税理士に前日までに電話でお申し込みください。
- ※税務署やインターネットで電話番号が確認できません。
- ▼ 問合せ 税理士会大田原支部支部長(遠山)
☎0287-36-2780



大田原税務署からのお知らせ

- 令和元年(平成31年)分の確定申告会場
所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり設置します。
- ▼ 期間 2月17日(月)～3月16日(月) (土日祝日を除く)
- ▼ 受付時間 午前8時30分～午後4時(相談時間は午前9時から。また、申告書の提出は午後5時まで)
- ▼ 注意事項
・ 駐車場は大変混雑しますので左折入場をお願いします。
・ 確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
- ▼ 閉庁日対応 宇都宮税務署で2月24日(月)、3月1日(日)に申告相談等の対応を実施します。
- 令和元年分所得税・消費税説明会
【消費税課税事業者等】
- ▼ 日時 1月27日(月)午前10時～正午、午後2時～4時(午前と午後2回開催)
- 【営業所得や不動産所得等のある白色申告者】
- ▼ 日時 1月28日(火)午前10時～正午
- 【農業所得のある白色申告者】
- ▼ 日時 1月28日(火)午後2時～4時
- ▼ 場所 大田原市役所本庁舎1階101市民協働ホール
(大田原市本町1-4-1)
- ▼ 問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287-22-3155
〒324-8642
大田原市紫塚1-5-54

**所得税確定申告書を自身で作成する方へ
納付額確認書の発行について**

所得税確定申告書を自身で作成し税務署に提出する方に、各種保険税等の納付額確認書を発行しています。なお、発行には手続きが必要ですが、

の(運転免許証等)

- ▼ 対象額 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を納付書または口座振替で納付した保険料等の額
- ▼ 申請場所 税務課(役場1階)
- ▼ 必要書類 本人確認ができるもの(運転免許証を受けている方で、次に該当する方は、町が交付する「障害者控除対象者認定申請書」を提出することで、障害者控除を受けることができます。なお、発行には手続きが必要です。
- ▼ 対象 65歳以上で要介護認定を受けている方のうち、「障害者等であること」の認定基準に該当する方(要支援1・2の方は除きます)
- ▼ 申請者 本人または本人を扶養申告する方
- ▼ 申請期間 1月14日(火)～3月16日(月)
- ▼ 交付手数料 無料
- ▼ 必要書類 介護保険被保険者証印かん、本人以外が申請する場合は本人確認ができるもの(運転免許証等)
- ※基準があるため、要介護認定を受けている方が必ずしも対象になるとは限りません。
- ※身体障害者手帳をお持ちの方は、手帳により税の申告を行ってください。
- ※発行には、20分程度の時間がかかります。
- ▼ 申込み・問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎726910

**要介護認定を受けている方へ
税法上の障害者控除認定**

